

第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

1 第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画の目的

子ども・子育てに関する施策の推進を図るため、高鍋町における子ども・子育てに関する指針や方向性等を定めたものです。

(2) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

令和元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
第1期	第2期				

2 計画の取組み内容

本計画では、子育ては、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、支え合いの仕組みを構築することを目指して、以下の基本理念を定めます。

【基本理念】

子どもと親が自ら学び・育つまち たかなべ

◆基本的な視点◆

本町では、基本理念のもと、子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の9項目を基本的な視点として取り組むこととします。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 子どもの視点 | (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点 |
| (2) 次代の親の育成という視点 | (7) すべての子どもと家庭への支援の視点 |
| (3) サービス利用者の視点 | (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 |
| (4) 社会全体による支援の視点 | (9) サービスの質の視点 |
| (5) 仕事と生活の調和の実現の視点 | |

計画の基本理念の実現に向けて、以下の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 地域における子育て支援

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実 | ④ 子どもの健全育成 |
| ② 町民による子育て支援サービスの充実 | ⑤ 子育て支援に関する行政サービスの充実 |
| ③ 保育サービスの充実 | ⑥ 子育て中の親が交流等できる場づくり |

基本目標2 母親並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実 | ③ 「食育」の推進 |
| ② 思春期保健対策の充実 | ④ 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり |
| | ⑤ 小児医療の充実 |

基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 次代を担う若い世代への支援 | ③ 幼児教育の充実 |
| ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | ④ 家庭や地域の教育力の向上 |
| | ⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- ① 安全な道路環境の整備
- ② 子どもたちが安心して生活することができる環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ① 「仕事と子育ての両立支援」の推進についての普及啓発
- ② 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

基本目標6 子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定(3～5歳)・・・幼稚園及び認定こども園の利用

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	104	101	94	94	96
②確保方策(人)	105	105	105	105	105
②-①	-1	-4	-11	-11	-9

(2) 2号認定(3～5歳)・・・保育所・認定こども園の利用

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	389	379	356	353	358
②確保方策(人)	410	410	410	410	410
②-①	-21	-31	-54	-57	-52

(3) 3号認定(0～2歳)・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

【0歳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	81	79	77	76	74
②確保方策(人)	88	88	88	88	88
②-①	-7	-9	-11	-12	-14

【1～2歳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	226	223	248	244	239
②確保方策(人)	261	261	261	261	261
②-①	-35	-38	-13	-17	-22

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業	乳幼児、その他保護者が相互の交流を行うことができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型)	幼稚園、認定こども園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に預かりを行う事業です。
一時預かり事業 (在園児対応型除く)	保育所等を利用していない児童を対象として、保護者の疾病、出産、家族の看護等により家庭で保育が困難となる場合に一時的に預かる事業です。
子育て援助活動支援事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者との会員組織として、会員相互の育児に関する援助活動を通して、地域全体で子育て家庭を支援する事業です。
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において、児童を養育することが困難となった場合等やその他の緊急の場合において、一時的に保護を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保育が困難な場合に保育所に付設された専用スペースにおいて保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、育成指導と安全確保に資するため、小学校の空き教室、保育所等の施設を使用して放課後の児童の健全育成の向上を図ることを目的として実施する事業です。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業・関係機関と連携して、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う事業です。
妊婦に対する健康診査	妊娠初期から出産までの健康管理のための健康診査です。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況、養育についての相談に応じ、助言その他の援助等を行う事業です。
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、その保護者において、養育に関する相談、指導、助言等を行う事業です。
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間を超えて延長保育を実施する事業です。

5 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

本町では、この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子供教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

目標事業量の設定

令和6年度の放課後児童クラブの目標事業量を7か所、そのうち一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の目標事業量を2か所と定め、計画的な整備を検討します。

6 子どもの輝く未来応援計画

本町の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策についても一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

(1) 将来像

本町では、ひとり親家庭等の生活困窮家庭の子どもの貧困対策も含め、児童虐待など様々な問題を抱える家庭の子どもや保護者を対象とする相談支援体制や社会資源等の必要な環境整備を行い、町内に住むすべての子ども達が「目をきらきらと輝かせ」「笑顔が絶えない」「将来の夢に向かっていける」社会の実現を目的として、以下の基本理念を定めます。

【基本理念】

子ども一人ひとりが輝き笑顔あふれるまち たかなべ
～すべての子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会へ～

(2) 基本方針

すべての子どもたちが自分の将来に希望を持って成長していけるよう、本町の現状と課題や基本理念を受け、以下の基本方針により本計画を推進していきます。

基本方針1 支援につなげる

- | | |
|----------------------------|--|
| ① ワンストップ窓口（相談支援専門機関）での相談支援 | ③ 学校や健康づくりセンターをプラットフォームとした問題を抱える家庭への支援 |
| ② 支援制度の周知徹底と相談体制の構築 | ④ 特別な支援を要する子どもを養育する家庭へ |

基本方針2 生活の安定につなげる

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 就労・収入の安定に向けた支援 | ③ 家計管理支援 |
| ② 養育力の向上に向けた支援 | ④ 保護者の心身の健康確保支援 |

基本方針3 子どもの夢や希望につなげる

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 教育費負担の軽減 | ③ 子どもの心身の健康確保支援 |
| ② 新たな社会資源の創出 | ④ 学校教育による学力保障 |

基本方針4 地域社会につなげる

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 地域で子育てを応援 | ③ 地域に開かれた学校づくりの推進 |
| ② 民生委員・児童委員の活動支援 | ④ 社会全体で応援 |

第2期高鍋町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行 高鍋町 福祉課 子ども支援係
〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地
電話(0983)-26-2010